

I プランの位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法に基づく都道府県計画
法第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県内の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画としても位置づけ
- 【現プラン(いしかわ男女共同参画プラン2011)の計画期間】平成23年度～令和2年度(10年間)
※平成23年3月策定、平成28年3月改定

II 現プランの基本目標と課題

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革**
 - 課題1 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進
 - 課題2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - 課題3 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大**
 - 課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
 - 課題5 方針の立案・決定過程へ参画できる女性の人材養成
- 基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現**
 - 課題6 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 課題7 多様な就業を可能にする環境の整備
 - 課題8 男女の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現
 - 課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
 - 課題10 人々が安心して暮らせる環境の整備
 - 課題11 地域における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成**
 - 課題12 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 課題13 生涯を通じた女性の健康支援
 - 課題14 メディアにおける人権の尊重
- 基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進**
 - 課題15 多様な文化の尊重及び理解の促進

Ⅲ プラン改定時(H28.3)の方針

- 基本目標及び課題は変更せず、プランに基づいた施策を着実にを行うため、特に
- 「働く女性の活躍推進」
 - 「地域での男女共同参画の推進」
 - 「女性に対する暴力の根絶」の3つを強化するポイントとし、重点的に取り組み
- ポイント1 働く女性の活躍推進**
 - いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」の認定
 - 管理職養成研修など女性人材育成プログラムの実施
 - ポイント2 地域での男女共同参画の推進**
 - 男女共同参画推進員の啓発活動の強化
 - 地域の防災対策への女性の参画推進
 - ポイント3 女性に対する暴力の根絶**
 - 若年層へのDV予防啓発の充実・強化
 - 市町窓口職員の相談対応力の向上
 - パープルサポートいしかわの設置(H29.10～)(いしかわ性暴力被害者支援センター)

Ⅳ 現プラン策定後の変化

- 県民意識の変化**
「男女共同参画県民意識調査」の結果(R2.5.22～6.3実施)
- 社会情勢の変化**
 - ・人口減少社会における生産年齢人口の減少
年少人口(0～14歳) 12.9%(H27)→11.0%(R22)
生産年齢人口(15～64歳) 59.3%(H27)→53.1%(R22)
老年人口(65歳以上) 27.8%(H27)→35.9%(R22)
出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H30.3推計)
 - ・女性就業率の向上
平成22年 51.2% → 平成27年 51.8%(全国トップクラス)
出典:総務省「国勢調査」
 - ・雇用環境の変化
働き方改革関連法に基づく取組の推進(時間外労働の上限規制、年5日の有給休暇取得促進等)
 - ・配偶者等からの暴力防止対策の必要性の高まり
DV相談件数の増加 出典:県男女共同参画課調べ
平成27年度1,603件→令和元年度1,714件(111件、6.9%増)
 - ・性暴力の顕在化
全都道府県にワンストップ支援センター設置
パープルサポートいしかわへの相談の約7割が若年層
令和元年度 391件(うち20代以下 293件)
出典:県男女共同参画課調べ
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする社会の変革、人々の行動の変容
テレワーク導入・オンライン活用の拡大による在宅勤務での業務の幅の広がり
- 国の動向**
 - ・第5次男女共同参画基本計画の策定(令和2年中に策定予定)
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正(令和元.5.29成立、6.5公布)
 - ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大(R4.4.1～)
 - ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定(令和2.6.11関係府省会議決定)
 - ・令和4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし取組強化

計画期間の終了を迎え、新たなプランを策定